

秋田公立美術大学客員研究員規程

平成25年 7月24日

規程第131号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）に学術研究者または学識経験者（以下「研究者等」という。）を研究員として受け入れる場合の取扱いについて定めるものとする。

(客員研究員)

第2条 この規程において「客員研究員」とは、本学における特定の研究を推進するため、高度の専門的知識を有し、当該研究に主体的に協力する本学職員以外の研究者等をいう。

2 客員研究員として受け入れることのできる者は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学をいう。）の教授、准教授、講師および助教又はこれに相当すると認められる者とする。

3 客員研究員の定訳英文は、Visiting Fellowとする。

(受入れの手續)

第3条 客員研究員の受入れを希望する教員は、別に定める客員研究員受入申請書等を添えて学長に申請するものとする。

(受入承認)

第4条 学長は、前条の申請があったときは、教育研究審議会の審議を経て、その受入れを承認するものとする。

(受入承認の取消し)

第5条 客員研究員が本学の規程等に違反したとき又は本学の運営に重大な支障を生ぜしめたときは、学長は、当該客員研究員の受入承認を取り消すことができる。

(受入期間)

第6条 客員研究員の受入れ期間は1年以内とする。ただし、必要がある場合には、受入期間を延長することができる。

2 受入期間を延長する場合における手続きは、第3条および第4条の規定を準用する。

(給与等)

第7条 客員研究員には、給与、旅費、滞在費を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、教育研究審議会の審議を経て必要な経費を支払うことができる。

(施設の利用)

第8条 客員研究員は、本学の教育・研究に支障のない範囲内において、研究遂行上必要な施設、設備等を利用することができる。ただし、原則として研究室は措置しない。

(遵守義務)

第9条 客員研究員は、本学の規程等を遵守しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、客員研究員の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。